

令和3年8月17日
国土交通省
九州地方整備局
鹿児島国道事務所

記者発表資料
(第2報)

国道10号^{りゅうがみず}竜ヶ水地区の通行止めについて

令和3年8月17日 11時10分

○国道10号^{りゅうがみず}鹿児島市竜ヶ水地区において、連続雨量200mmに達したため、
令和3年8月17日 11時10分より国道10号を通行止めにしました。

1. 通行止め区間

【国道10号】

^{かごしまけん あいらししげとみ}鹿児島県始良市重富から^{かごしまけん かごしましよしのちょういそ}鹿児島県鹿児島市吉野町磯 (延長11.3km)

2. 迂回路

国道10号～稲荷町10号・県道16号分岐点～県道16号
～宮之浦交差点～県道25号～吉田麓交差点～県道57号
～脇元交差点～国道10号

問 い 合 わ せ 先

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

技術副所長

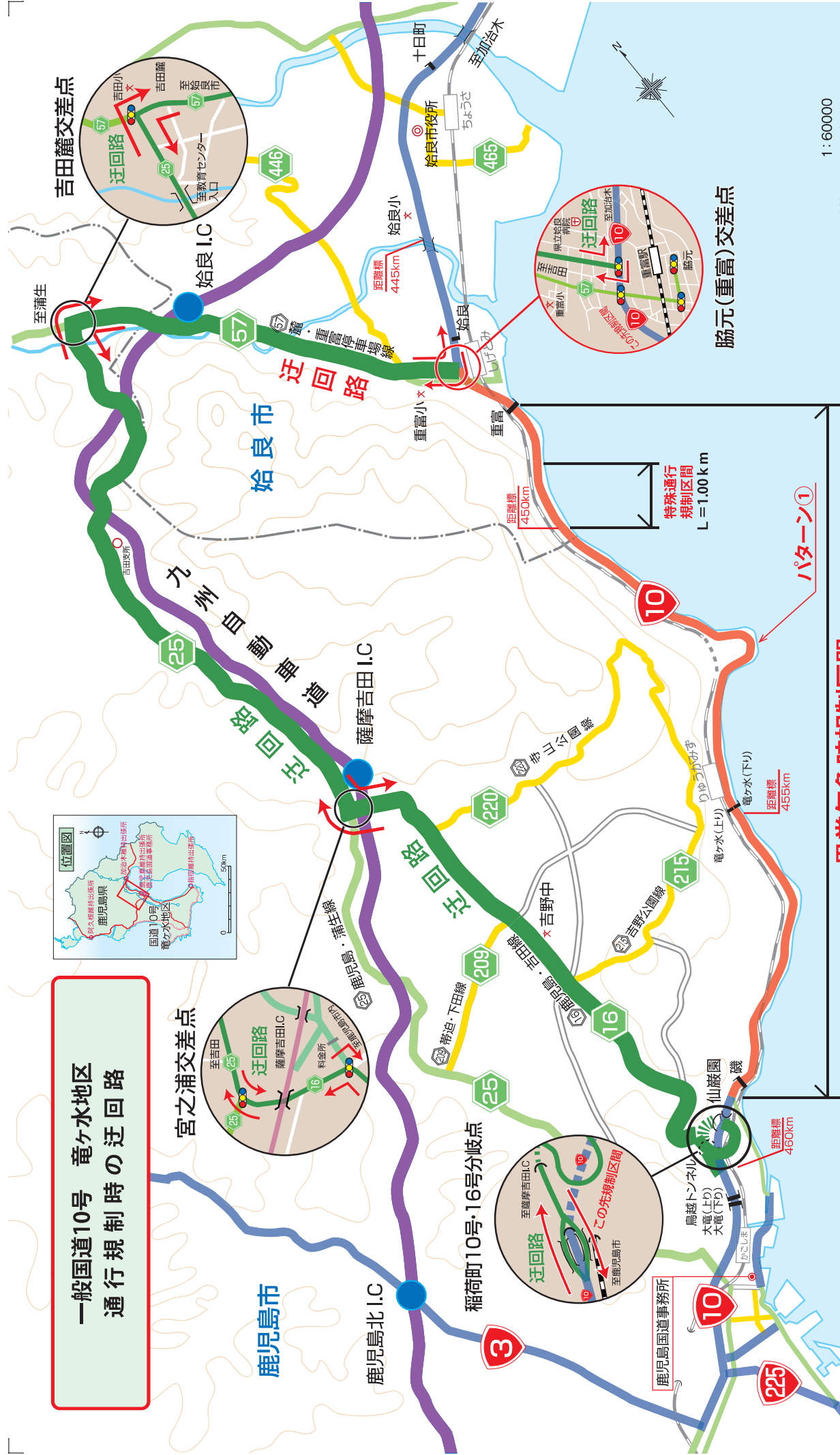
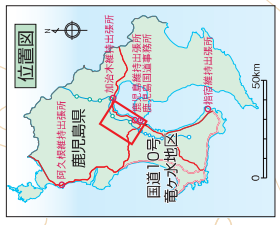
^{さかもと}坂本 ^{じゅんいち}淳一

計画課長

^{まつお}松尾 ^{かずとし}和敏

TEL : 099-216-3111 (代表)

一般国道10号 竜ヶ水地区 通行規制時の迂回路



異常気象時規制区間
L=11.3km

脇元(重富)交差点



凡例

	異常気象時通行規制区間		一般県道
	距離情報板		道路情報板
	迂回路		市役所・支所
	国道		小・中・高等学校
	主要地方道		



加治木維持出張所	0995-63-2321
鹿児島維持出張所	099-228-6111

種別	路線名	規制区間	延長	通行止規制条件	危険内容	担当出張所
異常気象時通行規制区間	鹿児島県始良市重富～鹿児島県鹿児島市吉野町磯	10号	11.3km	連続雨量が200mmに達した場合	法面崩壊	加治木維持出張所 鹿児島維持出張所
特殊通行規制区間	鹿児島県始良市白浜～鹿児島県始良市白浜	10号	1.0km	越波が残り通行が危険と判断される場合	波	加治木維持出張所